

令和5年度

高等部のしおり



岡山県立岡山支援学校

〒703-8207 岡山市北区祇園866

TEL(086)275-1010

FAX(086)275-0029

目 次

1 岡山支援学校の教育	…	1
2 高等部の教育	…	1
3 高等部の生活について	…	5
4 諸経費(学校徴収金)について	…	6
5 登下校時の車両通行と駐車について	…	7
6 保健・安全について	…	7
7 気象警報等による臨時休校について	…	11
8 福祉サービスの利用について	…	12
9 車椅子や立位台等の点検について	…	12
10 個人情報の取扱いについて	…	13

1 岡山支援学校の教育

(1) 学校教育目標 「さまざまな制約をのりこえ 心豊かに自分探しの学習を続け
等しく社会に参加していく人間を育成する」

(2) 教育方針

- 一人一人が主人公となる学校
- 学び合い, 高め合い, 育ち合う学校
- 安全でゆきとどいた学校
- 地域に根ざし, 開かれた学校

校 訓

手を取りて (hand in hand)
交わす笑顔で (face to face)
一歩ずつ (step by step)

2 高等部の教育

(1) 教育目標

- 心身の健康と体力の保持・増進を図り, 主体的・自立的に生活する力を育てる。
- 学びを生かして主体的に行動する力を育て, 社会生活に必要な力を高める。
- 人間関係を豊かに広げ, 主体的に社会参加をしようとする態度を育てる。

(2) 日課について

登校	8:40~ 8:50
朝の会	8:50~ 8:55
1校時	9:00~ 9:50
2校時	9:55~10:45
3校時	10:55~11:45
4校時	11:50~12:40
給食・休憩	12:40~13:25
5校時	13:30~14:20
6校時	14:25~15:15
帰りの会	15:20~15:25
下校	15:25

※朝8:40から8:50の間に登校できるようお願いします。

※すべての曜日が6時間授業です。

※午後カットの下校時間は13:30, 6校時カットの下校時間は14:40

※儀式的行事(始業式や終業式など給食がない日)の下校は11:20,
卒業式の日の下校は11:50

(3) 学年での学習

朝の会, 帰りの会, HR活動や生徒会活動, 交流および共同学習, また給食などの日常生活指導は各学年別に行います。宿泊研修, 修学旅行も学年別に行います。

(4)4つの教育課程と課題別学習グループ

教育課程	課題別学習グループ
通常の高等学校の教育課程に自立活動を加えた課程	I 類型
知的障害特別支援学校高等部で行う学習を取り入れた課程	II 類型
自立活動を主として学習する教育課程	III 類型
旭川児童院に教師が訪問し学習する教育課程(訪問教育)	III 類型(訪問教育)

- 課題別学習グループに分かれ、各教科・自立活動、及び「総合的な探究の時間」の学習をします。個々の実態や課題等、状況の変化により課題別学習グループを変更することもあります。
- 自立活動では、健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションなどについて、個々の実態や課題に沿った学習を行います。プール学習を行う生徒は各学習グループとも2週間に1回程度、年間をとおして行います。

(5)学習の評価及び進級・卒業

- 評価は、個別の指導計画で目標とされた学習のねらいに照らし合わせ、定期考査・学習態度・出欠状況等で総合的に判断して行います。
- 学習の内容及び評価の通知は個別の指導計画をもとに「通知表」で行います。年間2回、10月と3月に通知します。
- 1年間の終わりに、授業担当者の評価をもとに、認定会議で進級・卒業が決まります。

(6)自立活動について

自立活動は、心身の調和的発達の基盤を培うため特別支援学校に設けられた重要な指導領域です。個別の教育支援計画・指導計画をもとに生徒個々の実態を十分に把握し、課題を設定して、自立活動の時間はもちろん、教育活動全体を通じて取り組みます。

一人一人の実態から必要と思われる内容と前学年までの課題や取り組みの成果を参考に、学年・担任・自立活動担当者が検討し、保護者・生徒の希望も考慮して内容を決めます。

I 類型は週3時間程度(選択)、II 類型は週7時間、自立活動の時間を授業時間に設けて個別の課題に取り組んでいます。

III 類型は自立活動の内容を中心として、その他の教科等の内容の全部または一部を合わせた指導も行っています。全人的な発達を促すために必要なさまざまな内容を、生徒の実態に応じて指導しています。

(7)進路指導について

①目標

- ・自分のことを見つめ、卒業後の生活が充実するよう、進路を考える。
- ・自立に向けて、学力や生活の実践力、コミュニケーションの力を向上させる。
- ・社会や福祉のことを知り、積極的に社会参加していく。

②進路指導行事等

以下の行事を開催する予定です。保護者の方々の出席をお願いすることもあります。詳細な日時等はその都度ご案内します。ご協力をお願いします。

α実習について

- ・6月と10月：1～2週間の校内実習・産業現場等における実習、実習報告会・振り返り

b進路学習会について

- ・学習会（マナー講習，身だしなみ，消費者問題，年金等）
- ・卒業生を囲む会（高等部生徒・中学部生徒（希望者）・全校保護者対象）

c進路懇談

- ・個別懇談の時に進路についても話し合います。進路先の希望や実習に関するアンケートをさせていただきます。

③家庭へのお願い

- ・家族の一員として家事に参加する，自立に向けて自分でできそうなことを練習する，外出の機会をとらえて公共交通機関なども積極的に利用するなど，いろいろな経験や自分でできることを増やすようにしていきましょう。
- ・余暇時間も充実した活動ができるように，いろいろな経験を積んでいきましょう。
- ・卒業後の本人の生活だけでなく，福祉サービスなどを利用した支援体制を考えていきましょう。
- ・進路指導行事や懇談等を通して，施設や事業所の様子を知って，いろいろな方と相談しながら進路先を考えていきましょう。
- ・市町村などの福祉の窓口や地域の相談支援事業所等で，障がい福祉サービスの情報を得るようにしましょう。

(8)主な年間行事予定(令和5年度)

月	学校行事	高等部行事
4	・始業式 ・入学式	・新入生歓迎会
5	・参観日，PTA総会 ・避難訓練① ・創立記念日 ・個別懇談 ・体育発週間	・生徒総会
6	・学校公開① ・避難訓練② ・参観日	・校内実習，産業現場等における実習 ・実習報告会
7	・終業式	・社会見学（Ⅰ類）
8	・進路懇談 ・始業式	・福祉制度説明会（1年）
9	・学校公開②	・前期末考査 ・校内実習，産業現場等における実習
10	・参観日 ・卒業写真撮影 ・個別懇談 ・避難訓練③	・宿泊研修（1年） ・修学旅行（訪問教育2年）
11	・文化祭	・修学旅行（2年） ・社会見学（Ⅱ類・Ⅲ—1） ・進路懇談（3年）
12	・終業式	・進路懇談（3年） ・進路学習 ・社会見学（Ⅲ—2・3） ・創志学園との交流 ・生徒会選挙
1	・始業式 ・参観日	・後期末考査（3年） ・卒業生を囲む会 ・高等部入学者選抜（家庭学習日） ・卒業時移行支援会議（3年）
2	・参観日 ・個別懇談	・後期末考査（1・2年） ・進路学習
3	・卒業式 ・修了式	・卒業生を送る会 ・入学予定者説明会

※行事予定は，変更になる場合があります。

○泊を伴う学習については、参加希望書を提出していただきます。行事への参加に向けて、主治医による指示書が必要になる場合があります。

3 高等部の生活について

(1) 基本的な生活

○服装・頭髪等

標準服がないので、華美にならず清潔で動きやすい服装の準備をお願いします。また、場に応じた服装を考えて整えることができるように指導しています。運動するときには動きやすい服装、式典や進路に関する行事等の改まったときには、それにふさわしい服装ができるよう準備をお願いします。

○持ち物

- ・給食セット…歯ブラシ, コップ, 必要に応じて, 箸やスプーン, エプロン, 手袋等
- ・水分(お茶・水・お茶が飲みにくい場合は, スポーツ飲料にかえても構いません。)
- ・お茶用コップ(お子様に応じたスプーン, ストロー等)
- ・タオル(手拭き用と口拭き用を複数枚)
- ・汚れ物を入れるビニール袋
- ・プールセット-水着, バスタオル2枚, タオル(必要枚数), 水泳帽子, バッグ

*次の物は必要に応じて用意してください。

- ・着替え用衣類(1袋に) ・上靴 ・帽子
- ・尿瓶, おむつ, お尻ふき ・水泳用ゴーグル
- ・保冷剤(体温調整のために必要な場合は, 1日の必要分を保冷バッグでご用意ください。不足した場合は学校の物を使用します。)
- ・とろみ剤

すべての所持品に記名をお願いします。

※学校生活に必要な物を持たせないでください。登下校等で必要な場合には担任にご相談ください。

※生徒が安全で安心した学校生活を送ることができるように上記の内容をご確認の上, ご支援, ご協力をお願いします。

(2) 通学

- 届け出た方法で安全に通学できるようご配慮ください。

(3) 諸届

- 欠席・遅刻・早退などの時は, 必ず8:20までに連絡をしてください。受診やリハビリ等, 前もって分かっている場合は, 連絡帳でお知らせください。

【電話の音声自動応答の運用時間について】

- ・平日は午後5時30分～翌日の午前7時30分
- ・土曜・日曜及び祝日, また年末年始や学校閉庁日は終日
- ・長期休業中の平日は, 午後5時30分～翌日の午前8時

※夜間・休日時の児童生徒の事故等にかかわる**緊急時の連絡先**

学校携帯電話 090-3370-2532

副校長他, 管理職が対応します。

- 住所・通学方法などに変更があるときは、早急に文書で届けを提出してください。
(所定の様式があります。)
- アルバイト・自動車運転免許取得・携帯電話使用は原則禁止していますが、必要に応じて許可することがあります。担任にご相談ください。
- 単独で登下校を希望する場合には手続きを行い、その後見極めをしてからの実施となります。

(4)給食

一人一人に応じた給食指導を行います。

①調理方法

- ・普通食、きざみ食、ミンチ食、ペースト食があります。
- ・ご飯は軟飯、おかゆ、重湯も対応できます。
- ・麺やパン等を軟飯やおかゆ・重湯に替えることができます。担任にご相談ください。

②食事場所

- ・教室で食べる学年と食堂で食べる学年があります。

③その他

- ・食事の制限(アレルギー、カロリー等)がある場合には担任にお知らせください。
- ・食事のとり方や姿勢等については担任にご相談ください。

4 諸経費(学校徴収金)について

(1)授業料

授業料相当額を国費で負担しているため、保護者負担はありません。校外学習や実習などの際に実費が必要になる場合があります。

(2)集金するもの(金額は令和4年度のを参考)

①諸会費等

PTA会費(全額負担):月額400円

学習に関わる教材費等

給食費

その他(校外での学習に関わるもの等)

※集金額については、別途年間集金予定をご覧ください。集金額は変更になる場合があります。年度途中での転入・転出の方については、別途ご相談させていただく場合があります。

※入金方法は口座振替をお願いしております。(詳細は別途説明)

②行事費

- ・社会見学・修学旅行・宿泊研修の費用については、集金計画にしたがって集金します。

③給食費

- ・欠席する等で給食を食べない場合、10日前かつ毎月20日までに、欠食の旨を連絡していただければ給食費は徴収いたしません。

- ・2・3月分の変更は2月10日までに、高等部3年生の欠食は1月20日までをお願いします。

※上記の集金するものの中に、就学奨励費の対象となるものがあります。(詳細は別途説明)

5 登下校時の車両通行と駐車について

登下校時には、職員も交通安全に努めておりますが、さらに安全でスムーズな送迎ができますよう、よろしくご協力ください。本校の近隣には中原地区・山浦地区があり、地区内には多くの生活道路があります。この生活道路は地区との取り決めにより、本校の登下校する車両は終日通行禁止となっています。登下校の際には、中原交差点から本校前へ通じるバス路線をご利用ください。なお、制限速度が時速30kmとなっていますので、速度にも十分注意して通行してください。

参観日・行事の際には、みどり橋右手奥にある大駐車場に駐車してください。

(1) 基本的な動き

- ①校門手前みどり橋上での一時停止
- ②校地内の最徐行運転
- ③進行方向は、一方通行で時計回り
- ④玄関前ロータリーへの進入時の安全確認

(2) 晴天時

- ①駐車可能スペースにて送迎

(3) 雨天時

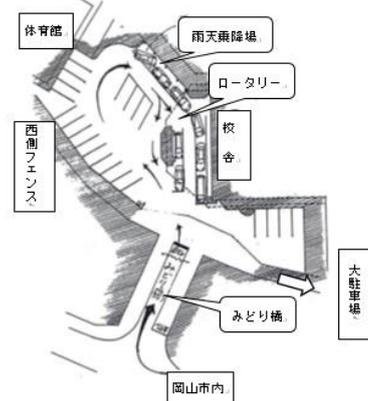
- ①全車ロータリー及び雨天時乗降スペースにて送迎。(短時間での乗降にご協力を)
- ②下校時は、できる限り露天駐車場にて待機、児童生徒の下校準備ができしだいロータリーの進行方向前部につめて駐車。

(4) 参観日等で大駐車場の利用時

- ①8:30~17:00までの時間帯、川沿いの細い道路は一方通行になっています。大駐車場から出られる際には、奥側(山の方)から出て左折し、療育センター側からお帰りください。

(5) その他

- ①児童生徒のリハビリ等で長時間駐車する場合は、西側フェンス沿いに駐車。
- ②送迎の事業所の方にも上記の内容をお伝えください。



6 保健・安全について

(1) 学校での服薬について

①学校では医師から処方された薬のみ服薬させることができます。市販の薬は服薬できません。処方された薬であっても「状態を判断して服用」の薬は服薬できません。

(例)咳が多いようなら服用 等

②定期薬は年度始めに「保健調査票【薬】」「定期薬カード」に記入します。その薬を1回分ずつ(水薬は1回分を容器に入れて)持参してください。

③薬の袋や容器に氏名・薬名・日付を記入してください。

④服薬の有無を、毎日連絡帳に記入してください。服薬済の確認は連絡帳および服薬後の空袋の持ち帰りでお知らせします。

⑤薬の変更や新しく追加になった場合は、すぐに連絡帳等でお知らせください。定期薬カードの修正や追加もお願いします。

⑥臨時薬が処方された場合は連絡帳の臨時薬の欄に記入し、薬名・服用の仕方等を教員と確認してください。

※詳しくは、「学校における薬の取り扱いについて」をご参照ください。

(2) 感染症による出席停止について

①感染症予防のため、医師から下記の感染症もしくはその疑いと診断された場合には、出席停止になります。必ず学校までお知らせください。

②「出席停止のお知らせ」と「治癒証明書」をお届けします。医師の診断を受け、治癒証明書の提出があった日から登校が可能です。

③インフルエンザによる出席停止の場合は、保護者が記入する罹患報告書の提出により、登校が可能になります。

※治癒証明書・罹患報告書は学校のホームページよりダウンロードができます。

【出席停止になる感染症(学校保健安全法)】

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, 急性灰白髄炎(ポリオ), ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る)・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERSコロナウイルスであるものに限る)・特定鳥インフルエンザ(病原体が鳥インフルエンザAウイル	治癒するまで

	ス又は鳥インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1および新型インフルエンザ等を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎 <u>その他の感染症</u>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※本校には、抵抗力の弱い児童生徒が在籍しています。上記に示す以外の感染症(例えば、感染性胃腸炎, RSウイルス感染症, マイコプラズマ感染症, 溶連菌感染症等も出席停止になる場合があります。)にかかった時も、必ず連絡をお願いします。同居のご家族の方が感染症にかかった時も、ご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症に関しては、別途対応となります。その都度お知らせします。

(3) 災害への備えについて

① 防災かばんについて

本校では、地震・津波・洪水等の災害時に備えて非常用飲料水・食料の備蓄を進めています。

災害の状況によっては、道路の冠水や土砂崩れによる通行止め、場合によっては学校で児童生徒が長時間過ごさなければならない場合も想定されます。そこで、通学生・寄宿舎生につきましては、「防災かばん」の準備をお願いします。災害に備え、入学予定者説明会で配付する「防災かばんチェックリスト」(クワイアファイル)をご確認のうえ、お子様の実態に合わせて、ご準備いただき学校にご持参ください。

施設生につきましては、基本的には施設へ帰ることになりますので、「防災かばん」の準備は不要です。

② 災害時の薬の備えについて

専用の『災害時薬袋』に「3日分の薬」と「災害時薬依頼書」を入れて、毎日の通学かばんに携帯してください。なお、年度途中での薬の変更、使用期限の管理等については、保護者の方で確認・変更をお願いします。

③ 災害時引き渡しについて

地震・津波・洪水等の災害時には、保護者の方に学校までお子様を迎えに来ていただくようになります。

確実な引き渡しを行うために、「引き渡しカード」に緊急時の引受人(学校に迎えに来る方・親以外の方も含む)の記入をお願いします。原則としてカードに書かれていない方が来られた場合は、保護者の方に確認の上での引き渡しになります。また、休日・夜間に災害にあわれた場合の安全確認のために、避難先等も合わせて記入していただいています。

○引き渡し基準

震度5弱以上の地震の場合に引き渡し

津波警報、洪水警報が発令された場合、警報解除後に引き渡し

○引き渡し手順

① 駐車場で保護者誘導

② 1階プレールームの総合受付で引き渡しカードとの照合

③ 各教室で児童生徒の引き渡し

④お知らせメールについて

本校では、健康面や安全面の情報を早く確実にお知らせするために、携帯電話やスマートフォンを利用した一斉メール配信システム「岡山支援お知らせメール」を導入しています。入学後配布する一斉メール配信の概要をご覧ください、登録の手続きをお願いします。

⑤ホームページについて

お子様の日々の学習の様子、小学部・中学部・高等部及び寄宿舍の学習や生活の様子等、本校の教育を広く理解する機会にしてください。パソコンの他にスマートフォンやタブレットからも、ご利用いただけます。

(URL)

<http://www.okasien.okayama-c.ed.jp/wp/>

7 気象警報等による臨時休業について

(1) 特別警報、警報発表の場合

・午前7時現在で、岡山県下全域または岡山市に「大雨」「洪水」「大雪」「暴風」「暴風雪」のいずれかの特別警報または警報が発表されている場合は、臨時休業とします。この場合、学校から「岡山支援お知らせメール」で連絡します。警報発令時は、学校行事を中止します。

(2) その他気象警報に係る措置

- ・午前7時の段階で、岡山市には「特別警報または警報」が発表されていないが、お住まいの市町村に「特別警報または警報」が発表されている場合は、学校に連絡をして登校を見合わせてください。
- ・その他の「警報」や「注意報」の場合でも、地域によっては危険なことも考えられます。この時には学校に連絡をして登校を見合わせてください。
- ・登校後に「警報」等が発表された場合には、家庭・施設と十分に連絡をとって下校することがあります。
- ・本校の児童生徒は、移動等に制約があり、また遠隔地から通学をしている場合もあります。気象予報等によって天候の悪化が予測される場合には、警報発令前に早めの臨時休業の決定を行うことがあります。悪天候の時には、連絡が取れるようにしておいてください。

(3) 地震発生時の下校について

- ・岡山市において震度5弱以上の地震が発生した場合には、児童生徒を下校させます。速やかなお迎えをお願いします。(通学生、寄宿舍生)

8 福祉サービスの利用について

下校時刻以降に福祉サービスを利用する場合、下記のことにご配慮願います。

- (1) 送迎サービスを有する事業所の場合、どの事業所を利用するかを担任へ伝えてください。
- (2) 事業所へは、下校時刻の確実な連絡と、送迎車に事業所名の提示をお願いしてください。
事業所の迎えが遅れた場合は、学校から保護者の方へ連絡を入れますので、保護者の方から事業所へ連絡をお願いします。欠席や体調不良等により事業所を利用しない場合は、保護者の方から確実な連絡をお願いします。
- (3) 学校での様子や体調を引き継ぐため、連絡帳を利用する場合があります。
- (4) 旭川荘でのリハビリ等の利用の場合、保護者の方で送迎をお願いします。
- (5) ただし、緊急時や何らかの家庭の困難な事情により、送迎サービスがない事業所（旭川荘関係等）を急にまたは不定期に利用されることになった場合は教頭にご相談ください。

9 車椅子や立位台等の点検について

学校用として置かれている車椅子、ウォーカー、歩行器、立位台等の使用時の事故を未然に防ぐために、定期点検をお願いしています。安心安全に使用していくために、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

(1) 点検・修理について

- ・学校での使用中に不具合が生じた際は、使用を一時中止します。点検・修理をお願いします。
- ・業者来校による点検・修理をご希望の際は、担任にご相談ください。時間や場所等の調整を行います。原則、保護者の立ち会いの下での実施をお願いしています。

※感染症の感染拡大状況によっては、来校を控えていただく場合もあります。

(2) 長期休業中の保管について

- ・長期休業中は、車椅子や歩行器等の持ち帰りを行い、家庭での点検・保管をお願いします。ねじ等のゆるみや各部位の破損、故障がないか等の点検・保管をお願いします。

10 個人情報の取扱いについて

学校では、「岡山県個人情報保護条例」等関係法令に則って、個人情報の重要性を再認識し教育活動を展開しています。

自立や社会参加に向けて教育支援を行うために、必要かつ限定した範囲内での情報を共有したいと考えています。次のような項目についてお子様の氏名や写真などの情報が外部に出ない方がよい場合には、配付します用紙にてお知らせください。お知らせいただいた情報の取り扱いについては、後からでも撤回や変更等が可能です。掲出のたびに確認をとることはいたしませんのでご了承ください。

- (1) 校内校外でのキャリア教育フェア等で、お子様の作品や氏名を公表する。
- (2) お子様の氏名や写真を、新聞やテレビ、本校ホームページ、SNS (Instagram, Twitter, Facebook) 学年通信, PTA新聞, 学校案内等に掲載する。
- (3) スポーツ大会等に参加して、お子様の氏名や競技結果を公表する。
- (4) 個別の教育支援計画の情報を元にして、医療、福祉、労働等の関係諸機関と打合せをする。
- (5) その他 保護者配付文書で、内容の確認をさせていただきます。

なお、特に重要な事項に関わる情報の処理については、学校から直接ご家庭にお問い合わせをさせていただくことを原則といたしますが、お子様が療育園・児童院等の施設に入所されていて連絡が取りにくいような場合は、施設との情報交換・意見交換等を通して判断させていただきたいと考えています。

※参観日では、ビデオ・写真の撮影をご遠慮いただいています。体育発表会・文化祭等で撮影された場合は、他のお子様の肖像権にも留意し、インターネット・SNS等で公開することはお控えいただき、個人情報の保護をお願いします。